

空き家対策モデル事業（空き家対策総合支援事業）に関する
事務事業及び評価事業を実施する者の公募についての公示

令和5年3月31日

国土交通省住宅局長 塩見 英之

次のとおり、空き家対策モデル事業（空き家対策総合支援事業）に関する事務事業及び評価事業を実施する者の公募について公示します。

- ※ この公募に係る事業は、令和5年度予算によるものであり、令和5年度予算成立が前提です。予算の成立状況等によっては特定が遅れること等もありますので、ご留意ください。
- ※ この公募は、空き家対策モデル事業（空き家対策総合支援事業）に関する事務事業及び総合的な評価事業を実施する者を公募するものです（空き家対策モデル事業による補助を受けようとする事業者の募集については、この公募による事務・評価事業を実施する者等の特定後に実施する予定です）。

1. 事業概要

（1）事業名

空き家対策モデル事業（空き家対策総合支援事業）に関する事務事業及び評価事業

（2）事業目的

本事業は、空き家対策モデル事業（空き家対策総合支援事業）の選定、実施する者へ補助金の交付及び実施に関する評価等を実施する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

（3）事業内容

<事務事業>

- ① 空き家対策モデル事業（空き家対策総合支援事業）に関する募集用及び事業周知用のホームページ作成・公開、補助金交付規程及び補助金交付申請等マニュアル・様式の整備
- ② 空き家対策モデル事業（空き家対策総合支援事業）を実施する者に対する補助金交付等に係る次の事業
 - ・ 補助金交付申請の受付・審査、交付決定
 - ・ 完了実績報告の受付・審査、補助金額の確定
 - ・ 補助金請求の受付・審査、補助金支払いの実施
 - ・ 事業実施後の補助要件への適合確認（管理状況の徴収等を含む）
- ③ 上記①から②に係る問い合わせの対応、データの管理 等

<評価事業>

- ① 空き家対策モデル事業（空き家対策モデル事業）の募集要領・様式の整備
- ② 空き家対策モデル事業（空き家対策総合支援事業）を行おうとする者からの提案の受付
- ③ 空き家に関する学識経験者等で構成する評価委員会の運営、空き家対策モデル事業（空き家対策総合支援事業）を行おうとする者からの提案内容についての総合的な評価及び評価結果の国土交通省への報告、評価委員会による講評及び空き家対策モデル事業（空き家対策総合支援事業）を実施する者の事業概要をとりまとめた一覧の作成
- ④ 空き家対策モデル事業（空き家対策総合支援事業）を実施する者に対する技術的な指導
- ⑤ 空き家対策モデル事業（空き家対策総合支援事業）を実施する者に対する中間ヒアリング、執行状況に係る適切な指導及びヒアリングや指導の状況に関する事項の国土交通省への報告
- ⑥ 空き家対策モデル事業（空き家対策総合支援事業）を実施する者の成果報告のとりまとめ及び同事業を実施した者の成果報告用ホームページの作成並びに成果報告動画の掲載
- ⑦ 空き家対策モデル事業（空き家対策総合支援事業）を実施した者の成果等についての総合的な評価及び評価結果の評価委員会及び国土交通省への報告
- ⑧ 空き家対策モデル事業を実施した取組の事例集の作成・分析（一部、現地調査を含む）・データベースの整備（過去に実施した「空き家管理等基盤強化推進事業」「先駆的空き家対策モデル事業」「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業」「住宅市場を活用した空き家対策モデル事業」について蓄積されたデータベースの管理・更新・改良（事業内容に応じた検索機能の強化等）も含む）
- ⑨ 上記①から⑧に係る問い合わせの対応、データの管理 等
（事業内容の詳細については、説明書を参照）

（４） 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和5年4月上旬～令和6年3月25日

2. 評価事業を行う者の要件

本事業への参加は、次の全ての条件を満たす民間事業者等とする。

<事務事業に係る条件>

- （１）事務事業の実施に関する計画が適切なものであること。
- （２）事務事業を的確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- （３）事務事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力(会

計帳簿、監査体制、検査体制等)を有していること。

(4) 事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(5) 事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

(6) 事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

<評価事業に係る条件>

(1) 提案内容についての総合的な評価を行う評価委員会を運営するために必要な体制、「調査検討等支援事業」及び「改修工事等支援事業」に係る専門知識や技術能力(不動産、建築設計・施工その他本事業の評価に必要な専門知識及び技術能力をいう。)を有する人員等(代表者、事業実施責任者)を有していること。

(2) 評価対象となる補助事業者やその他空き家関係の業務を行っている事業者等に支配されていないこと。

(3) 業務によって得た情報により新たな営利を得るものでないこと。

(4) 評価事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

(5) 評価事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。成果を活用したコンサルティング業務を行わないこと。

(6) 評価事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅総合整備課 住環境整備室 宮森

電話 03-5253-8111(内線39356) FAX 03-5253-1628

電子メール hqt-juukankyouseibi@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 令和5年3月31日(金)から令和5年4月13日(木)まで

②場所 上記担当部局

③方法 紙媒体又は電子媒体で交付

※説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

①期限 令和5年4月13日(木)18時00分まで(必着)

期限までに届かなかった場合は、いかなる理由をもっても不採用となる。

②場所 上記担当部局

③方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)にて提出すること。

(正本1部、副本2部)

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1) に同じ
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則破棄する。なお、返却を希望する場合は、申込書を提出する際に、その旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。